

## 受託候補者選定基準

### 1 基本的な考え方

受託候補者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、委託費用（上限額）の範囲内で見積額を提示した者（以下「受託希望者」という。）のうち、評価点が最も高いプロポーザル参加者を受託候補者とする。

ただし、受託希望者が1者の場合、採点結果が一定点数（60点）以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、当該提案者を受託候補者とする。

### 2 評価基準、評価点

- (1) 評価基準及び評価点は、別表によるものとする。
- (2) 評価者がそれぞれ採点した評価点の平均値を提案書の評価点とする。

### 3 審査員

- ・幼保総合支援室 幼保総合支援室長
- ・幼保総合支援室 幼保企画課長
- ・幼保総合支援室 公営保育所課長
- ・幼保総合支援室 公営保育所係長